

# 島根県老人福祉施設協議会会員施設・事業所連携による「学校法人益田永島学園明誠高等学校修学資金貸与事業」実施要綱

## (目 的)

第1条 本要綱は、経済的な理由により高等学校で修学することが困難な者とその世帯に対する支援及び本県における介護人材の確保とその定着を促進するため、島根県老人福祉施設協議会会員施設・事業所を経営する法人（以下「会員法人」という。）が、介護福祉士の資格取得をめざして学校法人益田永島学園明誠高等学校（以下「明誠高等学校」という。）に進学又はすでに修学する学生を対象として、その修学に係る費用を貸与する修学資金貸与事業（以下「貸与事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

## (実施主体)

第2条 貸与事業の趣旨に賛同する法人とし、各々の法人は、本要綱並びに本要綱に基づき同法人が別に定める貸与規程（以下「貸与規程」という。）に基づき事業を行う。

## (運営主体)

第3条 島根県老人福祉施設協議会とし、実施主体及び明誠高等学校の意見等を踏まえて、本要綱の制定・改廃及び貸与事業の円滑な実施にあたって必要な連絡・調整を行う。

## (貸与事業の対象)

第4条 貸与事業の対象となる者は、以下に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 明誠高等学校卒業年次（以下「卒業年次」という。）において介護福祉士資格（以下「資格」という。）を取得しようとする意思がある者
- (2) 明誠高等学校卒業後、直ちに会員法人が経営する施設・事業所に介護職員として就職する意思がある者
- (3) 明誠高等学校入学に係る試験等において成績優秀であって、同校が貸与事業を受ける者として適格と判断した者
- (4) 明誠高等学校修学期間中において学業成績が継続して優秀である者

## (貸与事業の概要)

第5条 貸与事業を行う法人（以下「貸与法人」という。）は、貸与を希望する学生及びその法定代理人並びに明誠高等学校代表者又は代表者に委任された同校教員が出席する面談会を行い、面談終了後速やかに貸与の実施の可否を決定し、その結果を文書によりそれぞれに通知する。

- 2 貸与法人は、貸与を決定した場合に、本要綱並びに貸与規程に基づき、貸与を決定した学生（以下「被貸与者」という。）及びその連帯保証人2名（うち1名は法定代理人とする。）との間で貸借に係る契約を締結する。
- 3 前項の貸借に係る契約に基づき、年次ごとに第5項の定めにより当該年次に係る貸与額を4月中に決定し、速やかに法人と被貸与者及びその連帯保証人2名との間で貸借契約を締結する。
- 4 各年次中に、前項に定める貸与額に変更が生じた場合は、当該年次末までに変更貸借契約を締結する。
- 5 修学資金を貸与する期間は、明誠高等学校の正規の修学期間の範囲内とする。
- 6 貸与金の対象経費は以下に掲げるものであって、被貸与者が受給する各種支援金及び明誠高等学校奨学金を差し引いた経費とする。ただし、その他諸経費のうち部活動及び課外活動等に係る一切の経費は含めない。
  - (1) 入学時諸経費（入学一時金・入学時物品購入経費）
  - (2) 授業料等（授業料・各種会費に係る経費）
  - (3) その他の諸経費
  - (4) 入寮に係る経費（入寮費・月々の寮費）

- 7 貸与金は貸与年次ごとに明誠高等学校が被貸与者に代わって代理受領する。
- 8 貸与金は将来にわたって無利子とする。
- 9 貸与法人は、被貸与者に対して、修学年次ごとに同法人に対して明誠高等学校を介して学業成績証明書の提出を求める。
- 10 貸与法人は、被貸与者に対して、修学年次ごとに同法人が別に定める期間及び方法により同法人役員等との面談及び同法人が経営する施設等における正規実習又はボランティア活動（以下「実習等」という。）を求めることができる。また、この実習等の期間及び方法の決定にあたって、同法人は明誠高等学校と予め調整を行う。
- 11 貸与法人は、被貸与者が以下に掲げるいずれかの事由に該当するときは、貸与を打ち切り、貸付規程に定める期間及び方法により既貸与額を返済させる。また、第4号から第6号に掲げる事由により貸与を打ち切る場合に、同法人は明誠高等学校に意見照会を求めることができる。
  - (1) 死亡したとき
  - (2) 退学したとき
  - (3) 貸与を辞退したとき
  - (4) 学業成績または素行が著しく不良となったと認めたとき
  - (5) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認めたとき
  - (6) その他、貸与法人代表者が貸与を打ち切ることが必要と認めたとき
- 12 貸与法人は、被貸与者が以下に掲げるいずれかの事由に該当するときは、貸与を停止する。また、この決定にあたって、同法人は明誠高等学校に意見照会を求めることができる。
  - (1) 休学したとき
  - (2) 停学処分を受けたとき
  - (3) その他、貸与法人代表者が貸与を停止することが必要と認めたとき
- 13 貸与金の償還は、原則として明誠高等学校の正規の就業期間が満了した翌月から貸与法人が別に定める方法により行うものとし、それまでの間は猶予する。

#### （実施主体の募集）

第6条 運営主体は、毎年度実施主体を募集し取りまとめ、広く関係先に周知する。

2 実施主体の募集の方法については別に定める。

#### （その他）

第7条 本要綱に定めのない事項については、実施主体、運営主体及び明誠高等学校間で協議して都度定める。

#### 附 則

この規程は平成29年 4月 1日から施行する。

# 『島根県老人福祉施設協議会会員施設・事業所連携による「学校法人益田永島学園明誠高等学校修学資金貸与事業」』に係る償還免除事業実施要領

## (目 的)

第1条 本要綱は、『島根県老人福祉施設協議会会員施設・事業所連携による「学校法人益田永島学園明誠高等学校修学資金貸与事業」実施要綱』(以下「実施要綱」という。)に基づき貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)が、学校法人益田永島学園明誠高等学校(以下「明誠高等学校」という。)卒業後に貸与を受けた法人(以下「貸与法人」という。)に一定期間就職した場合においては、貸与金の全額の返済を免除する償還免除事業の実施について必要な事項を定める。

## (実施主体)

第2条 本事業の趣旨に賛同する法人とし、各々の法人は、実施要綱及び本要領に基づき同法人が別に定める貸与規程(以下「貸与規程」という。)に基づき事業を行う。

## (運営主体)

第3条 島根県老人福祉施設協議会とし、実施主体及び明誠高等学校の意見等を踏まえて、本要領の制定・改廃にあたって必要な連絡・調整を行う。

## (償還免除の要件)

第4条 被貸与者が以下の要件を満たした場合において、貸与金の償還を全額免除する。

- (1) 被貸与者が、明誠高等学校卒業年次に介護福祉士の資格を取得した場合にあって、貸与法人が経営する施設等に卒業の翌年度から連続して5年間就業した場合
- (2) 被貸与者が、明誠高等学校卒業年次に資格を取得できなかった場合にあって、貸与法人が経営する施設等に卒業の翌年度から就業し、かつ就業から3年間のうちに資格を取得した後に、引き続き連続して5年間就業した場合

## (実施主体の募集)

第5条 運営主体は、毎年度実施主体を募集し取りまとめ、広く関係先に周知する。

2 実施主体の募集の方法については別に定める。

## (その他)

第6条 本要領に定めのない事項については、実施主体、運営主体及び明誠高等学校間で協議して都度定める。

## 附 則

この規程は平成29年 4月 1日から施行する。